

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	第3回東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会				
開催日時	令和元年9月3日(火)午後6時～午後8時03分				
開催場所	いきいきプラザ3階 情報研修室				
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 井原会長、関職務代理、長谷川委員、千葉委員、永田委員、加藤委員、清水委員 (市事務局) 瀬川子ども家庭部長、子ども家庭部次長 【児童課】 吉原課長、竹内課長補佐、羽生主査、小林主事 【子ども政策課】 榎本課長、上野主査、神原主事 ●欠席者： (委員) なし				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 10名
会議次第	1. 開会 2. 事務連絡 3. 審議 (1) 児童館・児童クラブの運営等について(継続審議) 4. その他 5. 閉会				
問い合わせ先	担 当：子ども家庭部児童課管理係 電 話 番 号：042-393-5111(内線3174) ファックス番号：042-394-7399				
会 議 経 過					
1. 開会 2. 事務連絡 ・会議の成立の確認 ・会議資料等の確認 ・会議公開の可否の確認 3. 審議 (1) 児童館・児童クラブの運営等について(継続審議) ○会長					

これまで2回の会議を行ってきており、さしあたっての検討内容は、児童クラブが担う「機能」に着目し、公の役割を整理するといった内容であったかと思うが、前回は少し抽象的な議論に終始してしまっていたところがあった。

当初この検討会を設置するにあたって、来年4月に開設される学校施設を活用した4つの児童クラブの運営体制等については、今年度の中頃の時期までには本検討会として意見をとりまとめ、市へ報告していくことになっており、本日は、第2回会議でのやりとりを踏まえ、児童クラブが担う機能・役割に関する大筋の方向性を整理した上で、本日の最後には、この学校施設を活用した4つの新設児童クラブの運営体制について、本検討会としての意見を集約していきたいと思う。

本日は、前回会議のように抽象的な意見のやりとりに終始し、結果として会の目的に沿った議論がなかなか進まないといったことの無いよう、前回の資料4「児童クラブの機能整理イメージ図」に関するご意見等について委員の皆様にあらかじめお伺いし整理しておくよう、会長である私から事務局に事前の準備対応を指示させていただいた。

皆さんからあらかじめお伺いしたご意見等を踏まえて整理したものが、本日の資料1「児童クラブの機能整理イメージ図」である。また、いただいたご意見等を種類別に整理させていただいた資料も資料2として用意した。資料2については事前に配付しており、この場で一つ一つ取り上げてのやりとりは行わないが、本日の議論の参考にさせていただければと思う。

以上を踏まえ、最終的に整理された資料1「児童クラブの機能整理イメージ図」をご覧いただき、まずは児童クラブが担う機能・役割についての集約に向けたご意見として頂戴できればと思う。

それでは、A委員から順にお伺いし、最後に私からも述べさせていただきたい。

○A委員

前回欠席したが、前回については、公と民の良さについて検討したということと、多摩地域の市町村の公設公営型、公設民営型の表をみるに、例えば、八王子であれば126の学童クラブのうち126すべてが公設民営型ということではほとんどの部分を民間にお渡ししていても、しっかりと運営していただいているようである事例も確認したと聞いている。今回事務局がまとめた表でとても大事だと思うのは、もともと学童クラブは、公共自治体として児童の放課後における健全育成に欠けているご家庭に向けたサービス提供において、おもとの責任も含め自治体にあるわけである。その中であって、時代の背景から言えば働き方が多様になってきたこと、他の自治体も含め「民」が学童クラブについてかなりの実績を上げているという意味では、民の力も非常についてきたと思う。今回、資料の一番左側にある3つの機能サービス、「児童に向けた機能サービス」、「保護者に向けた機能サービス」、「全体の管理運営に係る機能サービス」のところをしっかりとご議論いただきまとめていただいたが、その中であって、たとえば、一番上にある「児童に向けた機能サービス」のところ、民営でも十分その機能発揮できるということについて、委員の皆様がマルを付けたということで、民の役割について認識していることは非常に良かったと思う。「保護者に向けた機能サービス」については、割と公はその場にいる子ども達を見る目はあるが、その後ろにいる家族全体の保護者に向けた部分の目配りは、マーケット・市場の原理から言えば、民が目に向けていただいている。この部分の評価についても、民営でも機能が発揮できると判断したことについて非常に良いと思う。「管理運営に係る機能サービス」については、指定管理とは、行政と同等の権限で行政処分付きで民間にお渡し

するので、その部分も民でもできることが証明されてきているが、「サービス水準の定期的なチェック」、「新しいサービスのルールづくり」、など地域の皆様と話し合いながら学童クラブ全体の方向性を作り上げていくことは、公にしっかりと役割があると評価したことで、バランスのとれた機能整理イメージ図となっていると思う。

また、表中の点線のマル印について、民に実線のマル印があっても公の責任がゼロにはならないということか。十分に公としての責任を残しつつ、民営でも対応可能なものというイメージになっているということで、公の責任が100からゼロになってしまうということではないようで安心した。私としては第2回の議論と8月中に行われた委員の皆様との面会で意見がしっかり集約され、バランスのとれたイメージ図になっていると思う。

○B委員

民の立場として、公設公営でないとできないかと言われると、基本的には民営でも対応可能であると思うが、民だからこそできることや、公だからこそできることもあると思う。

民設民営については、つぶれてしまったらどうしようという不安があるが、民設ではなく公設というところで一定保証されていると思う。その上で、定期的なチェックやサービスの水準づくりというところで支援・指導や監査であったり、公の目が入りながら運営をしていくということで、次の指定期間では選定しないなどといった対応が可能であると思う。私は民だからこそできることにとても期待している。失礼な言い方かもしれないが、公は、均一であることが大事なことになるように思う。それはいいことであるが、様々なお子さんの様々な事情に合わせて丁寧にやっていくのは民の方が得意かもしれない。しっかり公が屋台骨を支えて、支援する。公と民が混在するかたちになるのであれば、そこで「公だから」「民だから」と差をつけるのではなく、連携をきちんととっていくのが大事であると思う。民だけでやるのではなく、同じ学童保育を運営していくという立場で一緒に考えていけるという状況を作っていければいいと思う。

○C委員

サービス水準という意味で公設がきちんとやっていただけるのであればいいと思う。1回目の検討会のときに民間活力を活用したほうがよいと述べ、その後2回目の検討会においては、学校施設を活用するのであれば公設公営の方がよいのではないかと発言したところであるが、まとまったイメージ図を改めて見てみると、定期的なチェックなど公の役割としてきちんと公が担うのであれば、民営のいいところも出せると思う。このイメージ図は分かりやすくいいと思う。

○D委員

これまでなかなか児童クラブに関わる機会はなかったが、公設公営・公設民営で何か違いがあるのだろうとは思っていた。ルールに基づいて決まったことを行うその中でしっかりやっていく公営と、新しいことを加えながら、新しい風を入れながら運営を行う民営がお互いフォローしながら、他の委員が言うように、学校において公設民営が入るにあたっては、自分たちが選んだ事業者がこういう運営を行いますとしっかり伝えていけば、信頼関係が築けるのではないかと思う。とても分かりやすく整理されているイメージ図で特に何も言うことはない。

○E委員

児童に向けたサービス、保護者に向けたサービス、こちらは民でも十分その役割を果たし得るものとして実感ができると思う。事業全体の管理運営に係る部分という普段子どもを預けているだけでは分からない部分について、判断しきれない部分もあった。機能整理イメージ図において「公の関与のあり方」の記載を見て理解できた。

ただ、先ほど公と民が混在する場合について話があったが、しっかりと連携がとれるような状況を作り上げることができれば、児童クラブの運営についておおいに維持向上が期待できると思う。

○F委員

公設民営で進めて行くという方向性は良いと思う。民の良さは、一定の条件を満たす中で多様性が十分にあるところであり、公の良さは、一定の水準を保証するところであると思う。民営だからといって任せきりにするのは良くないと思う。公において、一定の水準を保証するために、民に対し指導・監査する必要があると思う。

私が最低限保証してほしいと思う部分は、保護者にとって良いか悪いかだけではなく、子どもにとってどうかということを考えるところである。どうしても、保護者の意見が強くなりがちであり、子どもたちの意見が失われないようにしてほしい。

児童クラブを民営に任せきりにしてしまうことで、保護者の評判を気にして、たとえば、塾化してしまう可能性はある。そういうときに、子どもにとってどうなのかということをもう一度考え直して、公が、多様性を認めつつもしっかり指導していく必要があると思う。

○会長

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童は、そもそも保護者の運動により無認可の時代がはじまりで、それがあとから制度化され、その後、公に移ったところもあれば、民がそのまま継続しているところもあり、また、公が新たに作ったところもあるため、必ずしも公による運営がすべてというわけではない。

やはり、重要なのはF委員もおっしゃっていたように、保護者や児童の意見を反映させるだとか参加をどう保証するのかということにあると思う。そこがなければ、公がやったとしても民がやったとしても良い施設にはならないと思う。公であれ民であれ、そういった機能はしっかり果たすべきである。

一方で公の役割について、多様性が民の良さではあるけれども、ミニマム・最低限を割ってしまったらアウトである。国が最低基準を作り、その上で東村山市が作った基準というローカルミニマムという形で運営している。そこを崩さずにいかに伸ばしていくか、その伸ばすところで保護者や児童の意見を反映させていくことが公であれ民であれ必要かと思う。公設民営であっても、公設公営が握るべきところはしっかり握るといふかたちで機能を整理するというところで良いかと思う。

一巡してご意見をうかがったところで、**資料1**の児童クラブの機能整理イメージ図についてはおおむね共通の理解を得られたように思う。

続いて、児童クラブが担う機能・役割に関する大筋の方向性について全体の集約を図っていく形になるので、1回目でも議論したように本日は、第1回会議で確認したように、児童クラブの機能・役割における大筋の方向性について、検討会として集約を行っていく。先ほど確認した**資料1**による児童クラブにおける機能整理の結果に基づき「集約事項(案)」について、議論の助けになるよう私から事務局へ指示し、た

き台を用意させていただいたので、今から配付させていただきます。

委員の皆様からは、先ほどと同じように、この「集約事項（案）」へのご意見を一人一人から頂戴する形で進めていきたいと思う。

なお、本日は傍聴の方がいらっしゃるので、傍聴の方にも資料の配付をさせていただきたいと思うが、この資料は、検討会として、市長へ検討結果を報告させていただく検討過程における、たたき台であるため、「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の傍聴に関する定め」の規定に基づき、これから配付する資料について、本日の会議終了時または途中で退出される際に回収をさせていただくので、あらかじめご承知おきいただきたい。加えて、事務局から資料の回収についてご連絡いただくことがあれば、お願いしたい。

○児童課長

ただ今、会長からの「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の傍聴に関する定め」の規定に基づく決定を踏まえて、本日の会議終了時または途中で退出される際に、本資料を回収させていただく。お帰りの際に、事務局職員から声掛けをさせていただくので、職員が伺うまでそのままお席でお待ち願いたい。ご都合で途中退室される場合は挙手していただければと思う。

また、同じく「傍聴の定め」の規定に基づくと、資料の写真撮影についても、会場内では行えないこととなっているため、傍聴者の皆様におかれては、この点もあらかじめご留意いただきたい。

～ 事務局職員より委員及び傍聴者へ資料配付～

○会長

お手元の「児童クラブの担う機能と「公が担うべき役割」に関する【集約事項（案）】について、まずはご一読いただきたい。

それでは、先ほどのようにA委員から順にお伺いし、最後に私からも述べさせていただきますと思う。

○A委員

【集約事項（案）】については、視点を分けてうまくまとめられていると思う。その中で、「(1)」について、B委員からは「民には民の良さがある。」という意見、F委員からは「民の良さは多様性である。」という意見があったが、公営であると、安定はするものの一律、真ん中にまとまる形になってしまう。しかしながら、現在は、児童も保護者も多様性・個性にあふれており、子育てに関する考え方もそれぞれのご家庭で千差万別となってきている。そういう意味で、一律の公営のサービスでは、子どもの個性や多様な子育ての考え方に対応しきれない部分もあるかと思う。

4行目の表現について、「果たし得る」という補完的なものではなく、公を土台にして民の良さを発揮し、東村山市のサービスをより良くしていく。そういう意味で、「民間と連携していく。」という表現はいかがか。B委員もおっしゃっていたように、民は様々な児童に対して、ある意味で、1対1対応、細かな対応ができるということなので、今の表現のままであると、公の補完ができる程度の意味になってしまうため、民の良さを肯定するような表現にした方がよいと思う。

「(2)」については、東村山市が今まで公設公営で努力してきたことが表れているほか、サービスの水準・ルールづくりについて公がしっかり責任を果たすことが示さ

れている。こういった公の土台があることによって、保護者は安心して子どもを預けられるのだと思う。

「(3)」については、公が土台をつくりながら、官民連携していくことでサービスの向上を図るという理想的なカタチとなっている。

「(2)」と「(3)」については、このままで良いと思う。「(1)」については、民の良さを書くことで、事業者を募集する際により良い事業者が集まるのではないかと思う。

○B委員

おおむねこれで良いのかとは思いますが、A委員がおっしゃっていたように、「(1)」の4行目の「果たし得る」という表現だと「代わりになる」という風に聞こえてしまうので、民の良さが出るような表現にしたら良いと思う。「(2)」と「(3)」については、民間の立場からすると、公が抑えすぎていて重いくらいに感じるが、そのぐらい民営であったとしても公が責任をもってやるということだと思う。

○会長

A委員がおっしゃったような4行目あたりは検討が必要ということか。

○B委員

公の代わりをするということだけではなく、公を土台に民が運営することの良さがあるという形にした方がより前向きな表現になるかと思う。

○C委員

同じような意見となってしまいが、民間活力の導入と言う割には、公の部分が強く見えるので、一定の水準を保ちつつ民が自由にできるという表現にしてはいかがか。

○D委員

私も他の委員と同じように捉えており、「(1)」については、民営の良さの部分についてより具体的にどういうことができるのかについて書いてあればなお良いと思う。

○E委員

「(1)」の部分の民間活力の導入についての表現で、「積極的に」という表現に加えて、「慎重に」という言葉も入れてほしい。

F委員もおっしゃっていたように、子どもをきっかけとして、事業者が営利を目的としたサービスを展開するのはいかがなものかと思う。例えば、自分の子どもは学校の帰りに、校門の前で配っている塾の夏期講習などのチラシを持ち帰ってくることもある。

私としては子どもを企業の営利目的達成のきっかけにされるのは不安なので、営利を目的としない民間活力の導入を希望したい。

○F委員

学校で児童クラブを開設するにあたり、まず、各学校それぞれ、建物をはじめ校庭にある遊具、学校周辺の環境が違うことを踏まえて、例えば、北山小学校であれば近くに北山公園を活用するなどのようにそれぞれの環境に対応した運営をしてほしい。

同時に、子どもたちに対して、全員一律でこれをしなければならないといった一定

の型にはめてしまうような指導は、子どもたちが窮屈な思いをしてしまうので、公であっても民であってもやめてほしい。民であればそういった多様性を尊重したうえで子どもたちに選択肢を与えられるようなことは得意な部分であるのではないか。

○会長

一巡した中でいただいたご意見としては、「(1)」の4行目について「果たし得る」という言葉を、もっと民の独自性が見える表現にしてはどうか。」ということと、「民間活力の導入について、精査した上で慎重に活用するという表現を追加してはいかがか。」ということの2点であったかと思う。これを踏まえて何か意見はあるか。

○D委員

F委員がおっしゃっていた、子どもの違い・多様性の尊重ということについて、それは、子どもや保護者にアンケートを取るなどして意見を集めていくということか。

○F委員

子どもは、自分のことを言葉や文章にして伝えるのが難しい。かといって、保護者からいただいた意見がそのまま子どもにとって良いかということとそういうわけでもない。そういう意味で、子どもの状態や気持ちを察することができる職員を配置すべきであると思う。

○会長

子どもは素直なだけではなく、時として、周りを心配させまいと環境に順応しようとするので、職員は察して対応していかなければならない。[資料1](#)の児童に向けた機能サービスについては、児童に対して「放課後子どもらしくいられる生活の場」を公であっても民であっても提供していかなければならない。

○D委員

子どもの中には、何もしたくないという子どももいるため、あれこれ選択肢を与えるのではなく、子どもがどうしたいのかということに耳を傾けることが必要だと思う。

○F委員

子どもの行動の背景を探っていくことが必要である。例えば、放課後子ども教室において、スタッフにおんぶにだっこみたいな子どもがいたときに、その子どもの家庭の状況等を考えることがある。

○B委員

F委員が言うような、子どもが安心して過ごせる場所を提供できる事業者を選んでいくことが重要である。そういう事業者を精査するためのあり方はこの場で検討すべきか。

○A委員

B委員がおっしゃっていることに賛成である。

それは、E委員がおっしゃっていたように、民間活力は積極的に検討するが、選ぶときは市の方針、選定基準をしっかりとった上で慎重にということだと思う。「(1)」と「(2)」の間にこれを加えても良いのではないか。

また、私としては、学童において習い事をするのが必ずしも良くないこととは思わないし、営利法人が運営することそのものが良くないとも思わない。子どもも社会に生きているので、情報をたくさん得た上で判断できるようになるためには、選択肢のバリエーションはあったほうがよいと思う。公設だからと言って、民の力を制限しすぎて良くない。

○B委員

お金がかかる話になると学童に通う子どもたちの中で、お金が出せる家庭・出せない家庭という話になる。そうであるとすれば、切ない感じになる。

○A委員

その話は分かるが、何でも平等に何でも一律にしてしまうことは、子どもの伸び行く芽を摘んでしまうのではないか。もっと社会が分かる子に早くから育てる必要があると思う。

切ないという気持ちもわかるので、バランスをとらなくてはならないのだが、だからといって何でも一緒にということだけでなく、民の良さを伸ばしてあげるような部分を認めていくべきということと、選定する際には慎重にという形で判断基準についても提案できればと思う。

○会長

私は児童福祉の人間なので、授業で児童の貧困について話すこともある。もちろん、子どもは自分の家庭について自覚している・感じている部分はあると思うが、それをあえて、放課後の場に持って来る必要はない。

また、以前も申し上げたが、業態として、設立のしやすさで営利法人を選ぶ場合もあれば、単に利益を求めて営利法人を選ぶ場合もあるため、事業者選定の際は、目的を見定めながら選定する必要がある。

子どもは自分が居づらと思うところには居られない。子どもが落ち着ける場所を最低限保証する必要がある。そこをいかに精査するかが、行政のチェック機能として最初に果たすべき役割であると思う。そのあたりをどう表現すればよいか悩むところである。ポイントはその二つに絞られるという理解でよろしいか。

事務局のほうで良い案はないか。

○子ども家庭部次長

まず、「(1)」の4行目についてのたたき台として申し上げさせていただきたい。先程の機能整理イメージ図の資料1の表を踏まえてというような集約の案とさせていただいているところで、4行目の「十分にその役割を果たしうる」というところを、例えば、「その役割を十分に果たしうると同時に民営ならではの多様性を活かした運営も期待できると考えられる。」のように、プラスαの部分を示すのはいかがか。

○会長

私の方でも提案させていただくと、3行目の後半から「民営による対応でも十分にその役割を」を「民営による対応でもその役割を踏まえたうえで民営ならではの多様性を発揮しうると思われ」というのではどうか。補完的な感じではなく独自性を発揮しながらということでは表現してはいかがか。

また、「慎重に」あるいは「精査をどうするのか」というのをどう表現するか。

○A委員

「(1)」の「積極的に検討すべきである」の次の行に、「その民間の選定にあたっては、選定基準及び審査等慎重に対応すべきである」とか「対応した方が良い」みたいな文章を付け加えてはどうか。

○会長

「(3)」の「必要があること」の後の方が、民の役割・公の役割、公民の関係育成室で言えば、「(3)」のところでA委員がおっしゃっていたような表現を入れるのではいかがか。

○A委員

どこに入れていただいても良いと思う。

せっかく、E委員が「慎重に」というのは、しっかりとした市の基準に基づいて選んでいくということであり、とても重要なことではないかと思う。

○会長

事務局の方で何か案はあるか。

○子ども家庭部次長

具体的な文案ではないが、入れるとすると、「民間活力の導入により対応を図る場合においても」の後に入れて、最後に市の方できちんとサービスの維持向上に努めるというような収まり方にした方が文脈的には良いのではないかと思う。

○会長

「(3)」の「民間活力の導入による対応を図る場合においても」の後に、例えば、「これまでの経過を踏まえて事業者を選定するなど」ということで、当市において活動してこられた経験を踏まえてというところを、全く外部から取り入れるのではなく、東村山市のやりかたを尊重しながら、市が選定するという意味合いを込めてという風に考える。

「(3)」について、今までの意見を踏まえ読み上げると、「民間活力の導入により対応を図る場合においては、これまでの経過を踏まえて、事業者を慎重に選定するなど、市が公の立場で必要な関与を継続することで、サービスの維持向上に努める必要があること。」とさせていただいて良いか。

○F委員

私が考えたのは、「民間活力の導入により対応を図る場合においても、市が公の立場で、保護者や子どもたちの要望、また、地域の要望を十分に押し量ったうえで、必要な関与を継続することで、サービスの維持向上～」と直接入れてみてはどうかと考えたが、あまり混乱させてはいけないと思うので、要するに、「保護者や子どもの考えや要望を押し量ったうえで」ということを具体的に入れた方が分かりやすいのではないかと思う。可能であれば、「地域の要望」という言葉を入れた方が良いのではないかと思う。

○A委員

「要望」は表現として難しいと思うので、「状況を把握しながら」のように、もう少し違う言葉に置き換えた方が良いのではないかと思います。

先程、F委員が「地域によって環境が全然違う」とおっしゃっていたので、「地域の実情や環境を把握したうえで」みたいな形が良いのではないかと。

○F委員

「保護者や子どもたちの状況、地域の状況を推し量ったうえで、必要な関与を継続していく」ではどうか。

○会長

地域の要望はあるにせよ、直接の当事者である、子ども・保護者を重視することで、ここに地域のことを入れないからといって、地域の要望を無視するという事ではないと思う。

「民間活力の導入により対応を図る場合においても、市が公の立場で、子ども・保護者の意見を踏まえ、関与を継続することで、サービスの維持向上に努める必要があること。」ではどうか。

○B委員

「慎重に選定する」という言葉が抜けているので、それを入れたうえで文章が長くなるということなら、一度文章を切って、「公の立場で～」と続けた方が良いと思う。

○会長

これを踏まえて、「民間活力の導入により対応を図る場合においては、これまでの経過を踏まえて、事業者を慎重に選定する必要がある。また、市が公の立場で、子ども・保護者の意見を踏まえ、関与を継続することで、サービスの維持向上に努める必要があること。」という形でよいか。

～一同異議なし～

○会長

今とりまとめた【集約事項】を踏まえ、令和2年4月に開設する学校施設を活用した4つの児童クラブの運営体制について議論したい。

こちらについても、私からたたき台をつくるように事務局に指示しており、それを今より配付したい。なお、こちらの資料についても先程と同様に当会議限りとし、退出時または会議終了時に回収することとする。

～資料配付～

○会長

先程集約した【集約事項】に細かな修正があったため、こちらも少し修正が必要になるが、先程の【集約事項】を踏まえ、皆様からご意見を伺いたい。

○A委員

一文が長い。指定管理者制度を活用し、新たに設置する児童クラブに民間活力を導入するというニュアンスだけが伝わればよい。

○B 委員

先程集約した【集約事項】と、この【検討会からの提言（案）】はどのような関係性にあるのか。セットで提言するのであれば、重複した部分が見られるように感じる。

○A 委員

先程の【集約事項】については、これからも本検討会において継続審議していくものでもあるが、この【検討会からの提言（案）】については、緊急提言的に来年度に迫っている学校施設を活用した4つの児童クラブの運営体制について提言するものという整理でよいのではないか。

そのうえで、【集約事項】とセットであるとの認識であれば、この【検討会からの提言（案）】の1段落目は、ほぼ必要ないと考える。つまり、「4つの児童クラブについては」から始め、「先行事例のある指定管理者制度を活用し、新たに設置される「公設民営」の児童クラブとして、民間活力の導入を図っていく。」につなげてよいと思う。

○C 委員

下から3行目を読むと「利用児童並びに保護者」に限って情報提供・周知を行うと読めるが、そこだけとは限らないのではないか。

○会長

あえて限定する必要はないという意見をいただいた。

○D 委員

将来的に4つの児童クラブに指定管理者が入ることについて、今後の検討会の方向性にもよるが、これが児童クラブ全体に波及することも可能性としては考えられるため、広く全体に周知することは必要だと考える。

また、これは市長にむけて提言するものであるもので、全体的にもう少しコンパクトに集約してもよいと思う。

○E 委員

先程の【集約事項】では、民間活力の導入について「検討すべき」となっていた。一方、この【検討会からの提言（案）】では、民間活力の導入を「図っていく」となっている。この違いはどう考えればよいか。

○会長

【集約事項】は今後の検討を含めた全体像を表現したもので、一方で、【検討会からの提言（案）】については、新設する4つの児童クラブに限定したものとなっており、そのため、民間活力の導入を「図っていく」となっている。

○F 委員

2行目までで、一旦切ってしまうのも良いと考える。

○会長

文章作成において、一文が長すぎないこと、文意は一文に一つとすることなど注意する必要があるが、皆様の意見を踏まえ、2行目の「～を目指し、」までの部分を枠外

に出し、「～を目指し、集約事項を踏まえさらに検討する。ただし、令和2年4月に開設する学校施設を活用した4つの児童クラブについては、以下のとおり提言する。」とし、これを枠の上部に出してしまう。

ここからが本検討会の提言になるが、4行目からの「設置者である市の責任下において～」という部分から書き出してはいかがか。

～一同異議なし～

○会長

次に意見のあった、情報提供は「利用児童並びに保護者」に限らないという部分をどう表現するか。

○A委員

お知らせ等については、全体としてもよいと考える。

また、末尾に「疑問や不安の解消に努める」とあるが、最初から疑問や不安があることを前提とする必要はないと考えることから、情報提供・周知を行うことが伝わればそれでよいと感じる。

○会長

周知を行うだけでは不十分で、当事者の意見を踏まえる表現も加えたい。

○A委員

当事者の意見を踏まえる旨を記載するのはよいが、必ずしも疑問や不安がある前提に立つ必要はないと感じる。

○B委員

このあたりは、過去の東村山市の意見交換の進め方を踏まえた表現となっていると感じる。おそらく疑問や不安も出るであろうことから、それを受け止める準備があることを表現してあるものとする。

○A委員

こういった疑問や不安が出るものと心配しながら、本検討会は提言したとなると、少し違和感がある。積極的に民間活力の導入を図りながらサービスの維持・向上を図ることが伝えたいメッセージであるので、もちろんいただいたご意見やご要望には応えていくものではあるが、最初から疑問や不安があることをメッセージとして伝える必要はないと考える。

最初から制度否定してしまうことは、一委員としてもつたいないと感じる。

○B委員

情報の提供・周知にとどめず、「理解に努める」などを追加してはどうか。疑問や不安といったマイナス表現ではないものを使ってみるのはいかがか。

○会長

では、「～情報提供・周知を行う。」とし、「特に整備を行う4つの小学校の児童並びに保護者に対しては、必要に応じて説明会等を行い、情報提供・周知を行い、理解に

努めること。」というのはいかがか。

○A委員
説明会は必要か。

○B委員
過去の東村山市の例では、おおむね行っているようである。

○会長
情報提供や周知を行った後にどうするか。市報に載せて終わりという対応は違和感がある。

○C委員
下から2行目「必要に応じて情報提供」という表現でよいか。

○A委員
「必要な情報提供を行う」のほうがよい。

○D委員
下から2行目「関係者」の文言は、当たり前なので必要ないのでは。

○E委員
下から4行目に「民間活力の導入を図る場合には、」とあるが、その前の段落で「図っていく」となっているので、この部分は必要ないと思う。

○会長
では、なお以下について、「なお、本提言を踏まえ、必要な情報提供・周知を行う。特に、整備を行う4つの小学校の利用児童並びに保護者に必要な情報提供・周知を行い、疑問や不安の解消に努めること。」としてよいか。

～一同異議なし～

○会長
それでは、今の修正部分を含め、事務局で全体を読み上げる事は可能か。

～事務局より確認のため、修正した【検討会からの提言（案）】の読み上げ～

○会長
このような文案でいかがか。

○F委員
提言書については、特に整備を行う4つの小学校についての提言ではあるが、児童クラブ全体についても少し触れてもよいかと思う。

○児童課長

今のご意見は、まさに先にご確認いただいた【集約事項】についてのご意見で、こちらは今後もじっくり検討していくということを委員の皆様からお示しいただいている。

一方で、【検討会からの提言（案）】は、あくまで新設する4つの児童クラブについての提言であるので、先程会長がとりまとめられた内容になるものと認識している。

○F委員

そのようなかたちで結構である。

○会長

それでは、今ほど検討会として集約した結論を踏まえ、私から市長へ「検討会からの提言」として報告を行わせていただきたい。

この間、本検討会における当面の目標として、学校施設を活用して整備を行う4つの児童クラブの運営体制について中心に検討してきたが、次回以降は児童館・児童クラブ全体に係るランドデザインの検討を進めていきたいと考えるため、引き続きご議論をお願いしたい。

4. その他

5. 閉会